(下線が改定部分)

新

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座 簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上 場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の 委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分し て行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、 2024年から 2028年までの各年(お客様がその年の 1月1日において 18歳未満である年に限ります。) の1月1日に設けられます。

## (課税未成年者口座等への移管)

# 第7条

② お客様がその年の1月1日において<u>18</u>歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

# (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第8条

② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に

旧

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座 簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上 場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の 委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分し て行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、 2024年から 2028年までの各年(お客様がその年の 1月1日において 20歳未満である年に限ります。) の1月1日に設けられます。

## (課税未成年者口座等への移管)

# 第7条

② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

# (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第8条

② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に

掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭 その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行 われないものに限ります。)又は贈与をしないこと

(継続管理勘定等への移管)

第10条の2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める日(ウェブサイト等に掲示)までに提出した場合に

は、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は

(出国時の取扱い)

一般口座に移管いたします。

第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

(非課税口座のみなし開設)

第26条 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等

掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭 その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行 われないものに限ります。)又は贈与をしないこと

新設

(出国時の取扱い)

第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

(非課税口座のみなし開設)

第26条 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等

管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出

国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月

1日においてお客様が20歳である年の前年12月31

日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった

その年の1月1日においてお客様が20歳

(本契約の解除)

#### 第 28 条)

⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月1日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日

附則

成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年 1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読 み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳で

(本契約の解除)

第28条

ある者は同日に18歳を迎えたものとみなします。 特定非課税累積投資契約にかかる規定は、2021年 4月1日施行の法令改正(令和2年度税制改正分)の

内容に基づき規定しております。

である年の前年 12 月 31 日の翌日

附則

本約款は、2023 年 10 月 1 日施行の租税特別措置法 の内容に基づき規定しています。

以上

(2023年11月21日)

以上

(2022年4月1日)